

自殺リスクの低い社会の構築に向けた社会・経済的要因の  
調査・分析業務委託に係る企画提案募集要項

令和3年10月

山梨県福祉保健部 健康増進課

## 1 業務の目的

自殺は、その多くが健康問題、経済・生活問題、家庭問題等、様々な要因が関係し、これらの問題が複雑化、複合化した結果であり、自殺を防ぐためには、社会・経済的な視点を含む幅広い取り組みにより、「自殺リスクの低い社会」を構築していくことが求められる。

これまで、自殺死亡率に影響を及ぼす社会・経済的要因等を推定する研究が多くなされており、これらの先行研究の整理、比較、評価にコロナ禍で生じている自殺リスクの分析を加え、本県の社会全体の自殺リスクを明らかにすることで、自殺リスクの低い社会に向けた施策をエビデンスに基づき立案していくための基礎資料とする。

## 2 業務概要等

- (1) 委託業務名称  
自殺リスクの低い社会の構築に向けた社会・経済的要因の調査・分析業務
- (2) 業務内容  
別添「自殺リスクの低い社会の構築に向けた社会・経済的要因の調査・分析業務仕様書」（以下「仕様書」という。）による。（採用された企画提案に基づき、業務内容は適宜調整する。）
- (3) 委託料上限額  
金3,300,000円（消費税及び地方消費税を含む。）  
※ この金額は、本業務の調達における提案価格の上限額であり、契約時の予定価格を示すものではない。
- (4) 契約期間  
契約締結の日から令和4年3月31日

## 3 企画提案に係る日程

- |                       |               |
|-----------------------|---------------|
| (1) 企画提案募集開始          | 令和3年10月8日（金）  |
| (2) 企画提案応募資格確認申請書提出期限 | 令和3年10月15日（金） |
| (3) 質問受付期限            | 令和3年10月19日（火） |
| (4) 質問回答              | 令和3年10月20日（水） |
| (5) 企画書の提出期限          | 令和3年10月22日（金） |
| (6) 審査委員会             | 令和3年10月27日（水） |

## 4 企画提案への参加資格

企画提案への参加を希望する者は、企画提案応募資格確認申請書（様式1）を1部提出し、提案参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 提案参加資格
  - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - イ この公告の日から企画提案審査の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
  - ウ 県の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適切な者であると認められる者でないこと。

- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（公郵手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- オ 法人の役員等（非常勤の役員を含む。）に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。
  - ① 成年被後見人、被保佐人、契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた被補助人又は営業を許可されていない未成年者
  - ② 破産者で復権を得ない者
  - ③ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(2) 提出期間

令和3年10月8日（金）から10月15日（金）

(3) 提出場所

山梨県福祉保健部健康増進課心の健康担当

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1

(4) 提出方法

持参又は郵送（期限までに必着）

(5) 参加表明後の辞退

参加表明後に企画提案書類の提出を辞退する場合は、「企画提案辞退届」（様式3）によるものとし、企画提案書の提出期限までに提出すること。なお、企画提案の辞退は自由であり、今後、当該辞退による不利益な取り扱いはない。

## 5 企画提案に係る質問について

- (1) 受付期間 令和3年10月8日（金）から10月19日（火）
- (2) 提出先 山梨県福祉保健部健康増進課心の健康担当  
電子メール kenko-zsn@pref.yamanashi.lg.jp
- (3) 提出方法 電子メールとし、電話にてメールの受信確認を行うこと。
- (4) 提出書類 質問書（様式2）
- (5) その他 質問に対する回答は、令和3年10月20日（水）までに山梨県福祉保健部健康増進課ホームページ（<https://www.pref.yamanashi.jp/kenko-zsn/>）に掲載する。

## 6 企画提案書の提出について

当業務の受託を希望する者は、次により企画提案書を持参又は郵送で提出すること。提案は、1者につき1案とする。

- (1) 提出部数 10部（正本1部、副本9部）
- (2) 提出期限 令和3年10月22日（金）午後5時必着（郵送の場合も同様とします。）
- (3) 留意事項 別添「企画提案書作成における留意事項」を参照すること。
- (4) 提出先 〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号  
山梨県福祉保健部健康増進課心の健康担当

## 7 プレゼンテーション

- (1) 実施方法 Zoomミーティングによるオンライン
- (2) 実施日時 令和3年10月27日午後1時30分から（提案書提出順）
- (3) 持ち時間 1者30分（うち説明20分、質疑10分を目安とする）

## 8. 審査方法・基準

- ① 審査は、本県職員から構成される企画提案審査委員会が行う。
- ② 企画提案の評価項目と各項目に対する評点は、企画提案評価基準表のとおりとし、評価の得点が最も高い者を契約締結候補者として選定する。
- ③ 総得点が1位であっても、仕様書に沿わない場合や得点が著しく低い審査項目がある場合は契約締結候補者に選定しないことがある。
- ④ 提案に関して談合、提出書類の虚偽記載、その他の不正行為があった場合には、その者の提案は無効とする。

## 9 審査結果の通知

審査結果については、選定・不選定にかかわらず書面により通知する。

## 10 契約の締結等

- (1) 8により選定された提案者を契約締結候補者として、委託業務に関して必要な協議を行う（その際、企画提案書の内容は、協議の上、変更する場合もある。）ものとし、協議が合意に至った場合は、本委託業務の契約の手続を行う。
- (2) 契約締結候補者との協議が整わず契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約する。
- (3) 契約については、予算の範囲内で随意契約を行うものとする。

## 11 連絡先

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 県庁本館1階  
山梨県福祉保健部健康増進課 心の健康担当  
電話 055-223-1495  
電子メール kenko-zsn@pref.yamanashi.lg.jp

## 企画提案評価基準表

評価内容	項目	評価基準	配点
実施方針	実施方針	業務の目的、事業内容を十分に理解しており、目的の達成が期待できるか。	10
業務遂行体制	実施体制	業務遂行に必要な人員及び本県との協議に応じる体制が確保されているか。	10
	スケジュール	適切なスケジュールが作成されているか。	10
	類似業務実績	自殺対策に関する類似の調査業務実績があるか。	5
調査研究内容	専門性	先行研究を整理・比較・評価し、県の施策に反映できる指標を抽出できる手法となっているか。	25
	地域性	本県の自殺の背景の分析・考察について、本県の実態把握に必要な手法となっているか。	25
	独自性	評価すべき独自の提案項目があるか。	10
価格	見積価格	事業の実施に必要な経費等が適切に見積もられ、事業の対象者や内容、効果等から見て適切な範囲内であるか。	5